

あなたの一言がきっかけで



世界に羽ばたく人がいる

あなたの言葉は



いつしか**人生の支え**となる

私たちの仕事は **児童生徒の未来を育てる** という仕事

教職員の不祥事根絶のため「**知識の更新**」と「**意識の向上**」
を目的としたコンプライアンス研修を行います

今回は、今年度の推進テーマから

「**不適切な指導・体罰の根絶徹底**」について研修します。

また、交通マナーアップ推進県民運動 7月1日（月）～ 7月31日（水）にあわせ、

「**道路交通法の一部を改正する法律**」「**飲酒運転**」「**速度超過違反**」、

さらに「**学校敷地内における喫煙禁止**」について研修をします。

令和6年度コンプライアンス推進テーマ

- ① 性犯罪・性暴力等の根絶徹底
- ② 不適切な指導・体罰の根絶徹底
- ③ 職場のハラスメント行為の根絶

この研修を「きっかけ」とし、さらに
「信頼される学校・教職員」を目指して、
各所属で不祥事根絶に向けた取組を進め
てください。



（注）本研修で取り上げる事例は、全て他県の事例を参考にしています。

最初に「**不適切な指導・体罰の根絶徹底**」について研修します。

(問 1) 次の事例では、何が指導の課題・問題になるのでしょうか。

公立中学校 2 学年の担任である A 教諭は、生徒 H に対し、日頃から数学の授業中に、答えを間違えると「どうしてできないんだ」「わからないのはおまえだけだ」「頭わるいね」と言ったりしていた。ある日、テスト返却の際に「こんな点数では、もう終わっています」と他の生徒の前で嘲笑しながらテストを返却した。

生徒 H は、翌日から学校を休むようになった。

(答)

問1の解説

課題と対応のポイント

- ・ 児童生徒が理解できていないことを、なぜわからないのかを問い詰めても解決にはならず、**児童生徒がどこでつまづいているのかを予想**して聞くようにする。
 - ・ 単元ごとに授業評価を行い、教えたことがしっかり定着しているかを確認し、不十分な場合には、**自分自身の指導方法を見直**してみる。
 - ・ 児童生徒を**嘲笑**したり、**否定**したりするような発言は、**児童生徒の尊厳を踏みにじる行為**であることを十分理解し、どんな場合でも慎む。
-  **暴言**
- ・ 教員の「頭わるいね」「もう終わっている」の発言は、**「不適切な指導」**にあたる。
 - ・ 児童生徒のやる気を失わせる言葉を使うことがないように十分留意するとともに、**やる気を起こさせる言葉がけ**に努める。

✕ 「どうしてできないんだ」



P B S

ポジティブ行動支援
に基づいた言葉がけ

◎

「もう一度、がんばってみよう」
「このようにやってみたら、きっとできる」
「〇〇〇〇〇を工夫すると、うまくいくよ」

注意してください！

教員の何気ない
その一言や行動が
児童生徒の心を
深く傷つけています！



(問2) 次の4つの事例で、体罰にあたるものはいくつありますか。

事例(ア)

公立小学校のB教諭は、保護者から「うちの子を厳しく指導してください。悪いことをしたら叩いてください。」と言われていたので、指導に従わず態度が悪かった児童の頭を叩いた。

事例(イ)

公立中学校のC教諭は、体育館での集会のはじめに騒いだ生徒に、集会終了まで体育館後方で、長時間、起立の姿勢で集会に参加させた。

事例(ウ)

公立高校のD教諭は、体育授業でのサッカー試合中にトラブルになり、興奮して相手チームの生徒に殴りかかろうとする生徒を後方から羽交い締めにして落ち着くまで制止した。

事例(エ)

公立高校のE教諭は、午前中の部活動の練習試合でプレーがうまくできなかった生徒に対して、生徒に昼食を摂らせないまま、午後3時まで基礎練習をさせた。

(答) **3つ** . . . (ア) (イ) (エ) が「**体罰**」に該当します

事例(ア)
の解説

生徒の頭を叩いた →

懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち**身体に対する侵害を内容とするもの**に当たり、「**体罰**」に該当します。

事例(イ)
の解説

長時間、起立の姿勢で集会に参加させた →

長時間、起立させることは**肉体的苦痛を伴う**ため「**体罰**」に該当します。

事例(ウ)
の解説

正当行為：他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使にあたります。

事例(エ)
の解説

生徒に昼食を摂らせないまま、午後3時まで練習をさせた →

食事を摂らせないで指導を行うことは**肉体的苦痛を伴う**ため「**体罰**」に該当します。

○体罰は子どもの心と身体を傷つけるものであり、法律で禁止されています。

〔児童、生徒等の懲戒〕 学校教育法 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を与えることができる。ただし、**体罰を加えることはできない。**

○体罰による指導により、**正常な倫理観**を養うことはできません。そのような指導は、むしろ児童生徒に、**力による解決への志向を助長**させ、**いじめ**や**暴力行為**などの土壌を生じさせることになります。また、**肉体的苦痛を与える懲戒**はもちろん、**心を傷つける「言葉の暴力」**も、**指導の場から根絶**させなければなりません。

◇体罰等に対する標準的な処分量定 「教職員の懲戒処分の指針（徳島県教育委員会）」より

非違行為（具体例）	免職	停職	減給	戒告
(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
(2) 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
(3) 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	体罰の量定に準じて取り扱う			

体罰の主な要因

- 児童生徒の**人格を尊重する意識に欠ける**。
- 暴力を容認する考え**がある。
- 指導法が**独善的で、自信過剰**になっている。
- 同僚等の**助言を聞く姿勢に欠ける**。
- 部活動で**勝利至上主義**になり、指導の熱心さが理解されていると**過信している**。
- 児童生徒との**人間関係が確立せず**、指導が**心に届いていない**。

体罰の防止のために

- 体罰から生じる問題点を認識する。
 - ・体罰は**肉体的、精神的な苦痛**だけでなく、**心の傷として、心の成長を阻害**する。
 - ・体罰を受けた児童生徒だけでなく、**周りの児童生徒の心にも影響**を及ぼす。
 - ・体罰は**教職員はもとより教育全体に対する信頼を失う**。
- 最近の子どもの**心理・行動様式の変化、考え方の多様化**を踏まえた生徒指導の在り方について理解を深める。
- 生徒指導に際して、**子どもに話す機会を十分与える**など、**多面的な視点での子どもの理解**に努める。

日頃の指導で、思い当たることはありませんか？ **セルフチェック**  をしてみましょう！

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

＜令和4年12月 **生徒指導提要** P105（文部科学省より）＞

- ☐ ①大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ☐ ②児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ☐ ③組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ☐ ④殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ☐ ⑤児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ☐ ⑥他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ☐ ⑦指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

ま と め

ポイント1

教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等は、**部活動を含めた学校生活全体**において、いかなる児童生徒に対しても決して許されません。

ポイント2

体罰をしようと思って、体罰を行う教員はいないはずですが、思ってもいないことをきっかけに、体罰に及んでしまうことがあります。機会あるごとに、**自分自身の体罰に関する認識**や**校内の指導体制**を再確認し、**体罰の未然防止**に努めることが重要です。

ポイント3

不適切な言葉の繰り返しが、体罰につながりかねないことや、場合によっては、**体罰以上に、児童生徒の心を傷つけてしまう**ことを認識し、日々の自分の指導の在り方を見直すことが重要です。

私たちの仕事に対する「誇り」を再認識しましょう！

あなたの一言がきっかけで



世界に羽ばたく人がある

あなたの一言がきっかけで



挑戦できる人がある

あなたの言葉は



幼い心に刻まれる

あなたの言葉は



時間をかけて花を咲かせる

あなたの言葉は



いつしか人生の支えとなる

次に、「交通関係」について研修を行います

- ① 道路交通法の一部を改正する法律
- ② 「飲酒運転」の未然防止のために
- ③ 「速度超過違反」の未然防止のために

7月1日（月）～ 7月31日（水）
交通マナーアップ推進県民運動です



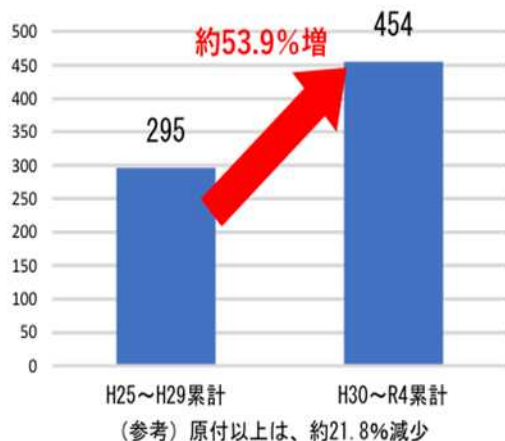
令和6年5月17日、**自転車**による交通違反への**反則金制度（青切符）**の導入を柱とする「**道路交通法の一部を改正する法律**」が参議院本会議で可決・成立しました。

この法律は、令和6年5月24日に公布され、**公布日から2年以内に施行**されます。

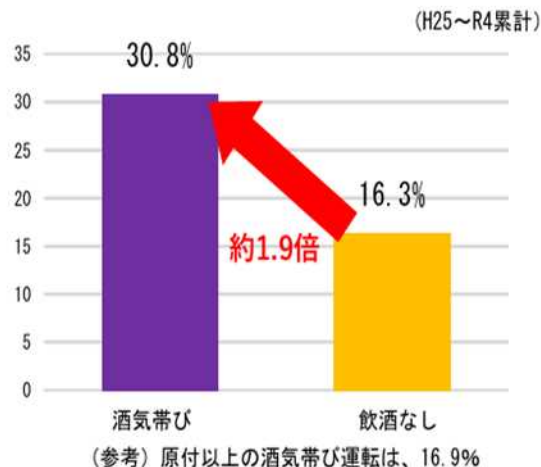
自転車等の交通事故防止のための規定の整備

①携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止

携帯電話使用等に起因する交通事故件数



酒気帯び運転による死亡重傷事故率

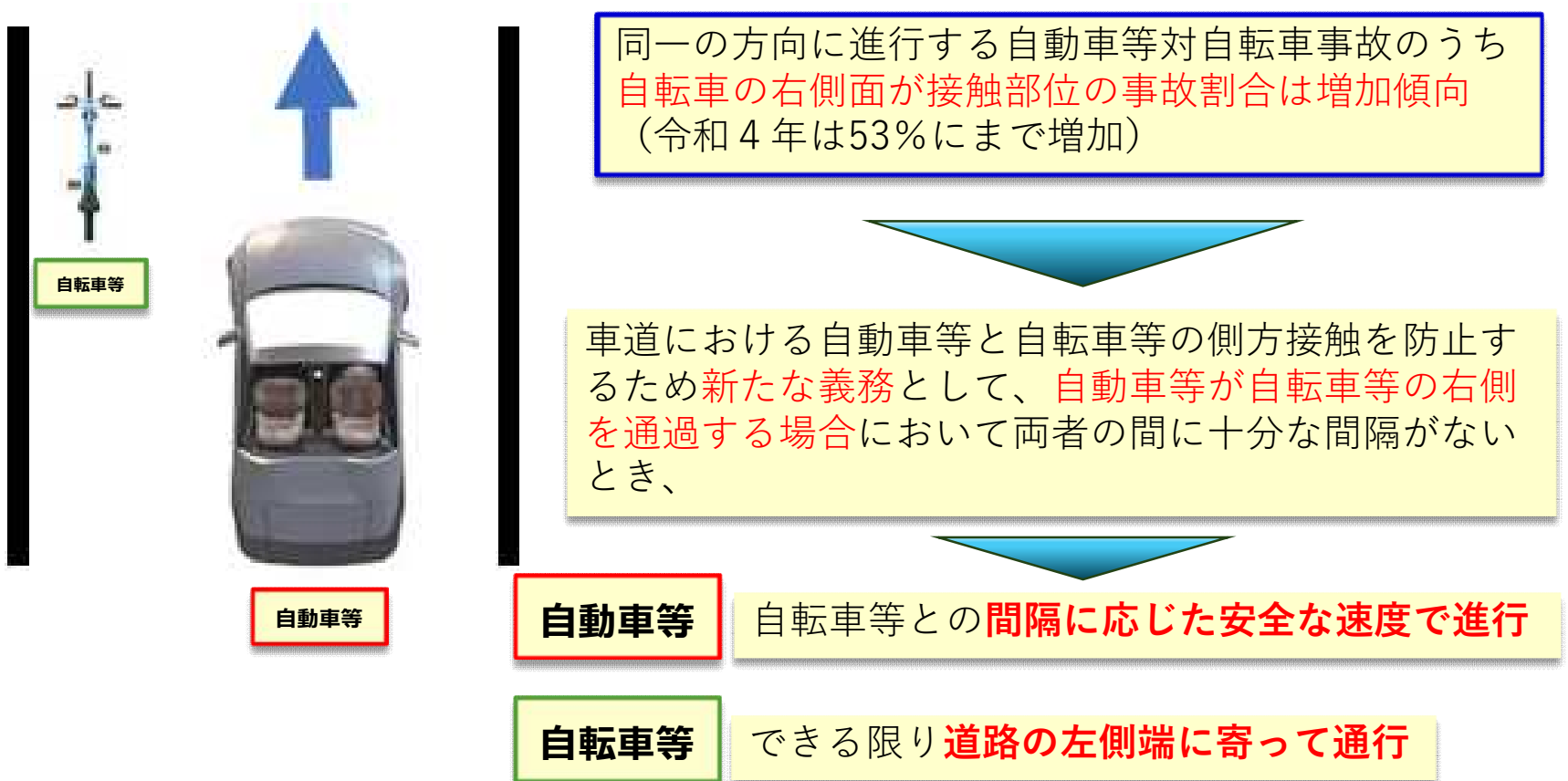


○自転車の運転中の**携帯電話使用等**に起因する交通事故は増加傾向

○自転車を**酒気帯び状態で運転**したときの死亡重傷事故率が高い

自転車の運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転を禁止するとともに、**罰則規定を整備し**、交通事故を抑止

②自転車等の安全を確保するための規定の創設



③自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用

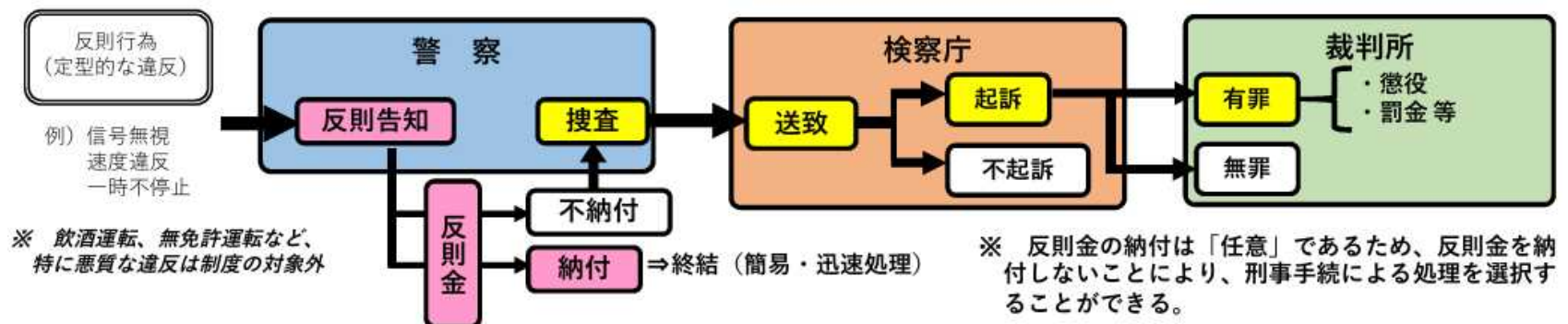
従 来

自転車の検挙件数が増加する中、現行の違反処理（刑事手続）では、取締り現場での長時間の手続や後日の出頭、前科が付く可能性があった。

今 後

自転車等の運転者（16歳未満の者を除く）がした**一定の違反行為を交通反則通告制度（青切符）の対象**とし、合理化が図られる。

【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



取り締まり対象となる**自転車**の主な**違反**

【交通反則切符（青切符）】 《今後施行》

新

【一部抜粋】

(R6.5.24より2年以内に施行)

- ・ **信号無視**
- ・ 指定場所**一時不停止**
- ・ 通行区分違反（**歩道通行**など）
- ・ 夜間の**ライト無灯火**
- ・ **スマートフォン・携帯電話の使用**
- ・ 他の自転車との**並進**
- ・ **二人乗り**
- ・ **傘差し運転**など

※ **自転車**は「軽車両」であり、**「車両の一種」**です。ただし、自転車を押して歩いている者は歩行者とみなされます。

【道路交通法違反事件迅速処理のための
共用書式（赤切符）】

【一部抜粋】

- ・ **酒酔い運転**（既に施行）

《5年以下の懲役または100万円以下の罰金》

新

- ・ **酒気帯び運転**（R6.11.1施行）

《3年以下の懲役または50万円以下の罰金》

新

- ・ **スマートフォンなどを使用して自転車に乗り危険を生じさせた場合**（R6.11.1施行）

《6月以下の懲役または10万円以下の罰金》

罰則は、当該項目の中で**最も重いもの**を代表して記載しています。

ま と め

① 自動車等を運転するあなたへ

新たな義務

自動車等が自転車の右側を通過する場合において**両者の間に十分な間隔**（※）**がないとき、自転車との間隔に応じた安全な速度で進行**しましょう。

（※）→「十分な間隔」は1～1.5メートルが目安です。（罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

② 自転車を運転するあなたへ

新たな義務

自動車等が自転車の右側を通過する場合において**両者の間に十分な間隔がないとき、できる限り道路の左側端に寄って通行**しましょう。

（罰則：5万円以下の罰金）

16歳以上の運転者が、**一定の違反行為を行った場合、交通反則通告制度（青切符）の対象**となります。

③ 教職員としてのあなたへ

改正されたこの法が、公布日（R6.5.24）から**2年以内に施行**されることを、**児童生徒や家族**に伝えて、自転車の事故防止・安全運転を**啓発**しましょう。

徳島県内教職員の交通違反による処分等の状況（年度別）

	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
速度超過違反	10	4	4	7	5	0	2	2	7
違反点数累積	2	0	1	0	2	2	1	0	1
人身事故	3	4	2	2	4	4	2	1	5
飲酒運転	1	0	0	0	0	0	0	0	1

◇ 教職員の交通違反による処分は、依然としてなくなっていない。

◇ 交通事故（被害）は注意していても起こる可能性があります、
交通違反は、一人ひとりの 心がけ で確実に防ぐことができます。

研修資料 「教職員の交通事故・違反の根絶のために」 （徳島県教育委員会教職員課）より

- 交通事故防止、児童生徒の安全教育を担う教職員として交通法規を遵守する。
- 交通事故や交通違反が発生した場合は、軽微なものでも、速やかに 校長に
報告する。

(問3) 次の事例では教職員は、懲戒の対象となる
でしょうか。

公立高校のF教諭は、自宅から自転車で通勤している。
学校の学年末親睦会でお酒を飲んだ帰り、いつもどおり
自転車に乗った。ふらふらになりながら帰宅している途中、
ブレーキ操作が遅れ、歩道を散歩中の高齢者に背後から衝
突した。その結果、高齢者を路上に転倒させ、全治2ヶ月
の重傷を負わせた。

(答)

「懲戒免職」になる

注意

- **自転車は**、車両の一種です。**飲酒運転の対象となります！ 飲酒後は絶対に乗らない！**
- **飲酒運転**は「速度超過」「無免許運転」と合わせ「**交通三悪**」と呼ばれる交通違反です。道徳的にも極めて**悪質な違反**であり、**重大事故の原因**となるため、**刑罰・処分も当然厳しく**なります。
- 「**飲酒した翌日の酒気帯び運転**」にならないよう、**飲酒時刻や飲酒量等にも注意が必要**です！

自動車の飲酒運転撲滅に向けてチェック

- 飲酒をする場所に、**自家用車で行かない**。運転をしてきた者には、**飲酒を勧めない**。
- 飲酒運転を行った当事者だけでなく、**車両の「同乗者」**にも**罰則（飲酒運転同乗罪）**が課せられる。
- **同席者は**、飲酒した者が運転しないよう**注意し、他の交通手段**をとらせる。

◇飲酒運転に対する標準的な処分量定 「教職員の懲戒処分の指針（徳島県教育委員会）」より

非違行為（具体例）	免職	停職	減給	戒告
(1) 相手方を死亡させた教職員	○			
(2) <u>相手方に重傷を負わせた教職員</u>	○			
(3) 相手方に軽傷を負わせた教職員	○			
(4) 他人の所有物に損傷を与えるなど交通事故を起こした教職員 (自損事故を含む)	○			
(5) 上記 (1) ～ (4) 以外で、飲酒運転をした教職員	○	○		

※ 飲酒運転をした管理職員（管理職手当の支給を受ける教職員）は、原則として、免職とする。

自転車を運転するあなたへ

飲酒をした場合は
自転車を押して歩いてください。



自転車は、「車のなかま」です。
自動車と同じ罰則が適用されます。

酒酔い運転

《5年以下の懲役または100万円以下の罰金》



私たち教職員は、
児童生徒の**手本**となるよう、
ヘルメットを着用しましょう！

※ 令和5年4月1日から、**全ての自転車利用者**に対して
乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

(問4) 次の事例では教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立小学校のG教諭は、週休日に家族旅行に出かけた際、制限速度が時速80kmの県外的高速道路を時速137km（時速57kmの超過速度）で走行した。自動速度取締機に検知され、後日、道路交通法第22条違反により検挙された。

G教諭は、県外のことだからバレないだろうと校長に報告していなかったが、運転免許停止処分になっていたことが同僚にわかり、同僚から管理職に伝わってしまった。

(答)

対象となる

- 速度超過は交通違反です。その中でも特に一般道 時速30 km以上、高速道 時速40 km以上の速度超過は、大事故につながるおそれのある危険性が高い重大な違反行為です。
- 速度違反により、相手を死亡、負傷させた場合、非常に重い処分を受けることになります。
心と時間にゆとりを持った運転と制限速度（表示がなければ法定速度）の遵守を常に心がけてください。
- 交通事故や交通違反が発生した場合は、軽微なものでも、速やかに校長に報告しなければなりません。 ⇒ 報告義務を怠った場合、「報告義務違反」にもなり、処分量定に加重されます。

注意

◇速度違反に対する標準的な処分量定 「教職員の懲戒処分の指針（徳島県教育委員会）」より

非違行為（具体例）	免職	停職	減給	戒告
(1) 相手方を死亡させた教職員	○			
(2) 相手方に重傷を負わせた教職員	○	○		
(3) 相手方に軽傷を負わせた教職員	○	○	○	
(4) 他人の所有物に損傷を与えた教職員		○	○	○
(5) 上記(1)～(4)以外で、 <u>交通法規違反を起こした教職員</u> (自損事故の場合及び事故等はないが、交通法規違反で検挙された教職員を含む)			○	○

最後に、

「学校敷地内における喫煙禁止」

について研修を行います

「健康増進法の一部を改正する法律」

(平成30年法律第78号) 【平成30年7月25日公布】

「**学校**・病院・児童福祉施設等、行政機関」
では、**敷地内禁煙**です。【令和元年7月1日施行】

※ 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

- ・ **児童生徒等**に対する「**望まない受動喫煙**」をなくす観点から、学校の敷地内では喫煙禁止です。必ず守ってください。
- ・ 義務に**違反**して、最終的に改善が見られない場合は、**罰則（過料）が適用**されます。

「マナー」ではなく、「**ルール**」(法律)です！



研修は、これで終わりです。

あなたの**未来に幸せ**をもたらすために！

～ セーフティネットのある **Well-Being** な学校 ～

を目指して、みなさんの日々の取組をお願いします。

続いて、「**e-ラーニング研修アンケート**」にお答えください。

